

川口市道路敷寄附要綱

(平成23年 8月 1日 川口市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は地域における生活道路としての役割を果たす私道及び拡幅用地を、川口市道(以下「市道」という。)として寄附を受けるための要件及び手続きに関する事項を定めることにより、道路行政の適正な運営を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公道 道路法第3条に規定する一般国道、県道及び市道に該当し、普通自動車の通行上支障がない程度に整備されている道路をいう。
- (2) 私道 私人等が所有または管理する公道以外の道をいう。
- (3) 公共施設等 設置又は管理主体が公共団体である公園、緑地(道)、広場等の公共施設及び公共の福祉の増進を目的とし、直接市民の利用に供されている公益的施設(設置又は管理主体が公共団体であるものに限る。)をいう。
- (4) 普通自動車 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条に規定する普通自動車をいう。

(私道寄附要件)

第3条 市道として寄附を受ける私道は、川口市道の認定及び廃止基準(平成23年8月1日市長決裁)第3条及び第4条に定めるもののほか、次の要件に該当するものでなければならない。

- (1) 地域住民の利便性が向上する私道で、町会又は自治会からの要望により市道として管理する必要が認められること。
- (2) 私道が1年以上一般交通の用に供されており、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第2号若しくは、第5号若しくは第2項の道路又は同法第43条第1項ただし書道路に該当し公道から公道へ通り抜けている道路であること。ただし、起点から終点までの距離が、公道を通行するより私道を通行する方が、同等又は短くなる場合は、市と協議することができる。
- (3) 私道の幅員は、4m以上であること。
- (4) 既設の道路で路面、路肩等に大きな損傷がなく、通行に支障がない程度に整備されていること。
- (5) 私道が公道との交差部分または屈曲する部分には、隅切りが設けてあること。た

- だし、当該交差及び屈曲角の内角が120度以上である場合はこの限りでない。
- (6) 私道の縦断勾配は、8%以下であること。ただし、地形等によりやむを得ない場合は、小区間に限り、滑り止め舗装等を施した上で10%以下とすることができる。
 - (7) 私道の路面排水については、U字側溝等の排水設備があり、民地（私道の寄附予定地を除く）を通らずに国及び地方公共団体が管理する排水設備（U字側溝・雨水管・水路・河川）に接続されていること。
 - (8) 道路境界が明確であり、測量図通り境界杭が設置されていること。
 - (9) 私道敷地は、無償譲渡により速やかに所有権移転登記ができること。
 - (10) 私道敷地に抵当権等の担保物件が設定されてなく、寄附することにより他の法令に抵触しないこと。
 - (11) 上記に定めのない道路構造については、市と別途協議するものとする。

（道路拡幅用地の寄附要件）

第4条 市道として管理しようとする道路拡幅用地は、前条第8号から第10号までに定めるもののほか、次の各号に該当しなければならない。

- (1) 道路拡幅用地の幅員は、事前に市と協議するものとし、市が認めた幅員とすること。
- (2) 道路拡幅用地の構造は、市との協議により必要があるとされた場合、寄附申込をする前に、市が認めた構造・工法により道路拡幅用地を整備しなければならない。
- (3) 道路拡幅用地内に、ブロック塀・植栽等の支障物がないこと。
- (4) 市道と道路拡幅用地に高低差がある場合には、市道と道路拡幅用地を同じ高さに整地し、路肩の適切な保護措置を講ずるものとする。なお、この場合において、路肩の保護措置については、事前に市と協議するものとし、市が認めた構造・工法により施工すること。

2 建築を伴う道路後退については、川口市道路後退用地整備要綱で定める。

（適用の除外）

第5条 市は、市道として管理する相当な事由があると認めるものは、前条までの規定の全部または一部を適用しないことができる。

（寄附申込）

第6条 土地を寄附しようとする者は、次に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 寄附申込書（第1号様式）
- (2) 登記事項証明書
- (3) 案内図

- (4) 公図写し
- (5) 地積測量図
- (6) 登記原因証明情報兼登記承諾書 (第 2 号様式)
- (7) 印鑑証明書
- (8) 資格証明書 (市外法人の場合に限る。)
- (9) 私道に接する全ての地権者の同意書及び印鑑証明書 (私道を寄附する場合に限る。 第 3 号様式)
- (10) 道路境界測量図 (杭種、道路幅員、道路延長、面積、座標リストの記載があるもの。私道を寄附する場合に限る。)
- (11) 道路縦横断面図 (私道を寄附する場合に限る。)
- (12) 道路構造図 (私道を寄附する場合に限る。)
- (13) その他必要に応じて市が求めるもの

(所有権移転登記)

第 7 条 市は、前条に定める申込書が提出されたときは、速やかに所有権移転登記を行うものとする。

(市道路線の認定)

第 8 条 市は、前条の登記が完了したときは、速やかに私道の境界確定図面に基づき、道路の区域線を定めて、市道路線認定の手続きを行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 3 年 9 月 1 日から施行する。

(道路敷寄附要綱の廃止)

2 平成 1 2 年 4 月 1 日施行道路敷寄附要綱は、平成 2 3 年 8 月 3 1 日に廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の制定前に道路調査願により書面にて回答しているものについては、なお従前の例による。